

(仮称) 子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業実施概要

1 事業名

(仮称) 子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業

2 (仮称) 子育て支援住宅の概要

子育て支援住宅は、子育て世帯用住宅、子育て支援施設及び附帯附属施設で構成される。

3 事業の内容

この事業は、プロポーザル方式で実施事業者を公募し、選定された事業者等(以下「被選定事業者等」とする。)に町が事業用地を無料で貸与し、本事業を行わせる。子育て世帯用住宅については、町で設定した入居条件に基づき、被選定事業者等が子育て世帯に賃貸する。子育て支援施設については、町が被選定事業者等より借り上げ運営する。

4 事業期間

基本協定の締結日から2050年3月31日まで

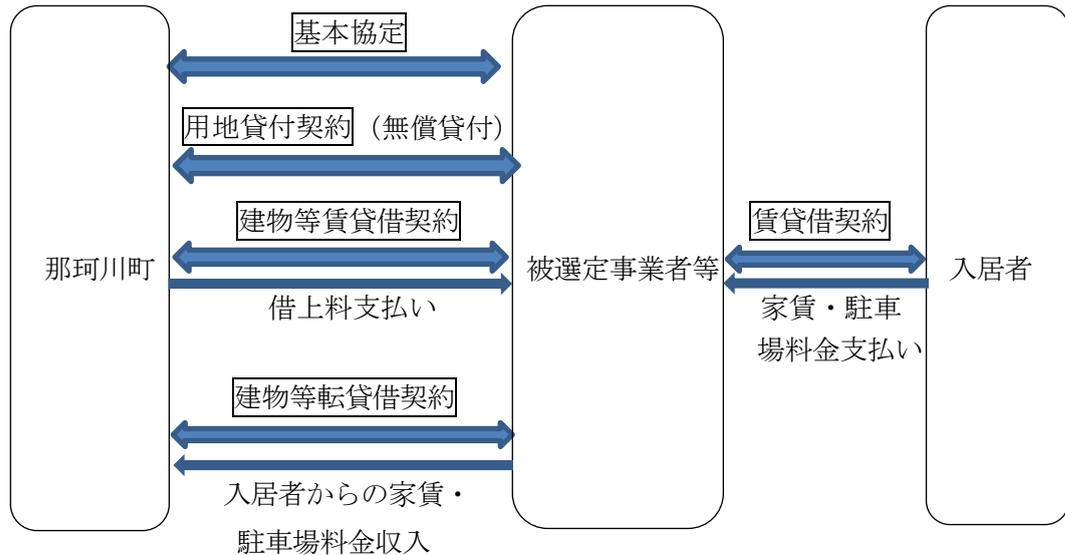
5 建設場所

那珂川町小川庁舎跡地及び東側の敷地(面積5020.97㎡)

6 事業手法概要

- ・町は、被選定事業者等との間で2050年3月31日を貸付期限とする用地貸付契約を締結し、事業用地を被選定事業者等に無料で貸し付ける。
- ・被選定事業者等は、(仮称)子育て支援住宅を設計、建設し、完成した(仮称)子育て支援住宅を用地貸付期間にわたって所有管理する。
- ・町は、被選定事業者等と建物等賃貸借契約を締結し、建物等借上料を支払い、子育て支援住宅一式を借り上げる。建物等借上料は月額2,500,000円を上限として設定する。
- ・子育て世帯用住宅について、子育て世帯へ貸し付けるための入居条件を設定した建物等転貸借契約を被選定事業者等と締結し貸し付ける。子育て支援施設については、町が運営する。
- ・被選定事業者等は、子育て世帯用住宅について、町が設定した入居条件に基づく入居者賃貸借契約を入居者と締結し、子育て世帯に賃貸するとともに、事業期間中、必要に応じて維持管理(大規模修繕・リフォームを含む。)を行う。
- ・被選定事業者等は、入居者から収受した家賃と駐車場料金全額を町に納入する。
- ・被選定事業者等は、本事業終了後、建設されたすべてのものを町に譲渡する。

(概念図) 事業手法



- 7 契約限度額 (2020年4月～2050年3月分借上げ料総額)
 900,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
 ※2020年3月分については別途

8 募集・選定手続

- ・本事業への参加を希望する、定められた条件を満たした事業者を公募する。
- ・事業者の選定に当たっては、「公募型プロポーザル方式」を採用し、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者に、次に優れた提案を行った応募者を次点交渉権者にそれぞれ決定する。
- ・優先交渉権者と基本協定の締結等に係る協議を行う。協議が整わない場合は、次点交渉権者と基本協定の締結等に係る協議を行う。
- ・協議が整った優先交渉権者又は次点交渉権者を被選定事業者として決定する。

9 今後のスケジュール

日付	内容
2019年2月27日	募集要項等(募集要項・仕様書・審査要領・様式集)の公表
2019年2月27日 ～2019年3月15日	募集要項等に対する質問の受付
2019年3月11日 ～2019年4月10日	募集要項等に対する質問への回答の公表 (質問書提出者には質問受領後10日以内に回答)
2019年4月10日	参加表明書・参加資格確認申請書類・提案書の提出期限
2019年5月17日	応募事業者のプレゼンテーション
2019年5月20日	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
2019年6月上旬	基本協定の締結、用地貸付仮契約の締結
2019年6月中旬	用地貸付契約の議会承認(本締結)
2020年2月	建物等賃貸借契約及び建物等転貸借契約の締結
2020年3月	供用開始